

件名:在留届の提出・変更のお願い

(ポイント)

- 在留届の提出は義務づけられています。
- お引っ越しや住所変更、日本への帰国や第三国に転出する方は、変更の届出を必ずお願いします。
- 第三国に旅行する際は「たびレジ」にご登録をお願いします。

(本文)

1.在留届の提出は義務です。

外国に住所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人の方は、旅券法第16条により、在留届を提出することが義務付けられています。

2. 大使館からの迅速なサービスにつながります。

在留届を提出していないと、その国や地域にお住まいであることが、大使館では把握できません。緊急事態が発生した場合や事件・事故に遭われた場合に、在留届が提出されていれば、ご親族への連絡や大使館の迅速な支援につながります。また、このような大使館からのお知らせをメールで受け取ることができたり、在外選挙人名簿登録申請などの領事サービスにも在留届は活用されています。

3. ご本人・ご家族に変更があった場合は届出をお願いします。

3月から4月は、異動のシーズンです。お引っ越しや住所変更、日本への帰国や第三国に転出される方、また、記載事項に変更があった方は、変更の届出を必ずお願いします。同居のご家族がお引っ越しや変更が生じている場合も、変更の届出を必ずお願いします。

4. 窓口でもネットでも届け出ることができます。

在留届の提出及び変更の届出は、大使館の窓口で記入し提出することも、インターネットで提出することも可能です。

(インターネットで提出する場合)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(変更や帰国の届出を印刷して行う場合の様式)

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itpr_ja/05JP_top.html

※エクセルファイルをダウンロードして開いて使用してください。

5. 出生届や死亡届も忘れずに。

お子様のご出産や、不幸にもご親族に不幸があった場合は、在留届の変更だけでなく、出生届や死亡届の提出が必要ですので、忘れずにお手続きをしてください。

6. 旅行に行く時は「たびレジ」

ベネズエラから、第三国にご旅行に出られる際は、「たびレジ」に登録してください。以下のホームページから登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

在留届が提出されているベネズエラ国内なら、大使館からのお知らせメールでベネズエラの情報が得られたり支援が迅速に受けられたりしますが、第三国に旅行中は、その国の情報を得ることはできません。「たびレジ」に登録しておけば、旅行先の国に関する情報を、その国に所在する日本大使館から受けることができます。緊急事態や事件・事故に遭ってしまった場合でも、「たびレジ」に予め登録した情報で迅速な支援が期待できます。

※このメールは在留届に登録されたメールアドレスに配信されております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話:(+58)-212-262-3435

FAX:(+58)-212-262-3484

ホームページ:<http://www.ve.emb-japan.go.jp>